

各府省庁DX推進連絡会議（第3回）・デジタル社会推進会議幹事会（第18回） 合同会議について

2025年5月15日

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム（第4回）

各府省庁DX推進連絡会議（第3回）・デジタル社会推進会議幹事会（第18回）合同会議 議事次第

日時：令和7年5月12日（月）16:00～17:00

議事：

- （1）デジタル行財政改革の更なる推進について
- （2）各府省庁DXの更なる効果発現に向けた依頼事項について
- （3）人事管理業務のデジタル化・高度化について
- （4）旅費業務プロセスの改善について
- （5）経由調査に関する業務の実態把握の結果
- （6）令和8年度機構・定員要求検討に当たっての留意事項等
- （7）意見交換

[資料]

- 【資料1】 デジタル行財政改革の更なる推進に向けて
- 【資料2】 各府省庁DXの更なる効果発現に向けた依頼事項について
- 【資料3】 人事管理業務のデジタル化・高度化について
- 【資料4】 旅費業務プロセスの改善について
- 【資料5】 経由調査に関する業務の実態把握の結果
- 【資料6】 DX推進のための体制整備について

URL（現時点では会議資料のみ。議事要旨は後日掲載予定）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/kakusyoDX3/kakusyoDX3.html

各府省庁DX推進連絡会議

共同座長	内閣官房副長官補（内政担当）兼内閣官房デジタル行財政改革 会議事務局長 デジタル監
副座長 構成員	内閣官房デジタル行財政改革会議事務局長代理 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣官房行政改革推進本部事務局長 デジタル庁統括官 総務省行政管理局長 総務省行政評価局長 総務省自治行政局長

デジタル社会推進会議幹事会

議 長	デジタル監
副議長	デジタル審議官
構成員	内閣官房内閣総務官 内閣官房内閣審議官（内閣サイバーセキュリティセンター） 内閣法制局総務主幹 人事院事務局総局総括審議官 内閣府大臣官房長 宮内庁長官官房審議官 公正取引委員会事務局総局官房総括審議官 警察庁長官官房長 個人情報保護委員会事務局長 カジノ管理委員会事務局次長 金融庁総合政策局総括審議官 消費者庁次長 こども家庭庁長官官房長 デジタル庁統括官（戦略・組織担当） 復興庁統括官 総務省大臣官房長 法務省大臣官房長 外務省大臣官房長 財務省大臣官房長 文部科学省大臣官房長 厚生労働省厚生労働審議官 農林水産省大臣官房長 経済産業省大臣官房長 国土交通省大臣官房政策立案総括審議官 環境省大臣官房長 防衛省整備計画局長
オブザーバー	衆議院事務局庶務部情報管理監 参議院事務局庶務部長 国立国会図書館電子情報部長 最高裁判所事務局総局情報政策課長 会計検査院事務局次長 日本銀行理事

各府省におけるDX推進体制の整備に対する支援措置について

1. 定員要求に関する支援措置

- ① 国・地方DXにより生じる国の各府省庁の追加的負担
- ② 業務途絶リスク等を回避するために必要なPMO/PJMO体制

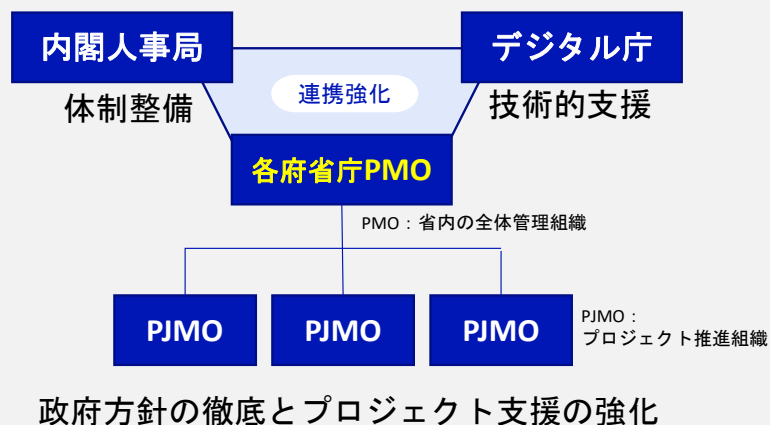
「令和7年度人件費予算の配分方針」において、「業務効率化に資するDXに係るもの」については
要求上限の別枠とする措置を新設

(※2024年からの5年間で「集中取組期間」)

① デジタル行財政改革会議事務局、② デジタル庁から
R8年度要求における重点対象の考え方を説明

R8年度の支援措置について内閣人事局において検討中

2. 各省におけるDXの取組の支援体制



各府省庁PMO : 府省庁内プロジェクトの進捗管理の過程で増員されたPJMOの状況把握、府省庁内PJMOへの**技術的支援や体制強化の必要性を判断**

デジタル庁 : 統括監理に当たって**各府省庁PMOとの連携を更に強化**

内閣人事局 : R8年度からDX推進体制の必要性を**各府省庁PMOからもヒアリング** (その過程で増員効果も把握)

①国・地方重点DXプロジェクト（デジタル行財政改革関連）の考え方

- ・ 昨年7月の各府省庁DX推進連絡会議において、以下の1)～3)を重点プロジェクトとして指定。
- ・ 令和8年度については、デジタル行財政改革の取組の進展を踏まえ、以下のとおり対象を追加予定。（昨年同様、夏に事務連絡を発出予定）

1) デジタル行財政改革会議関係プロジェクト

（教育、介護・医療、交通、子育て、防災、福祉相談）

⇒ 上記に上下水道DXを追加

2) 国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会の合意を得た推進方針に基づくプロジェクト

⇒ 令和6年度共通化対象候補（12業務・システム）＋令和7年度共通化対象候補（提案受付中）

3) 特に重要と認めるもの（BPR、制度改革等を含む）

⇒ データ利活用の推進、府省共通業務DX（会計DX、人事管理DX、法制事務DX等）

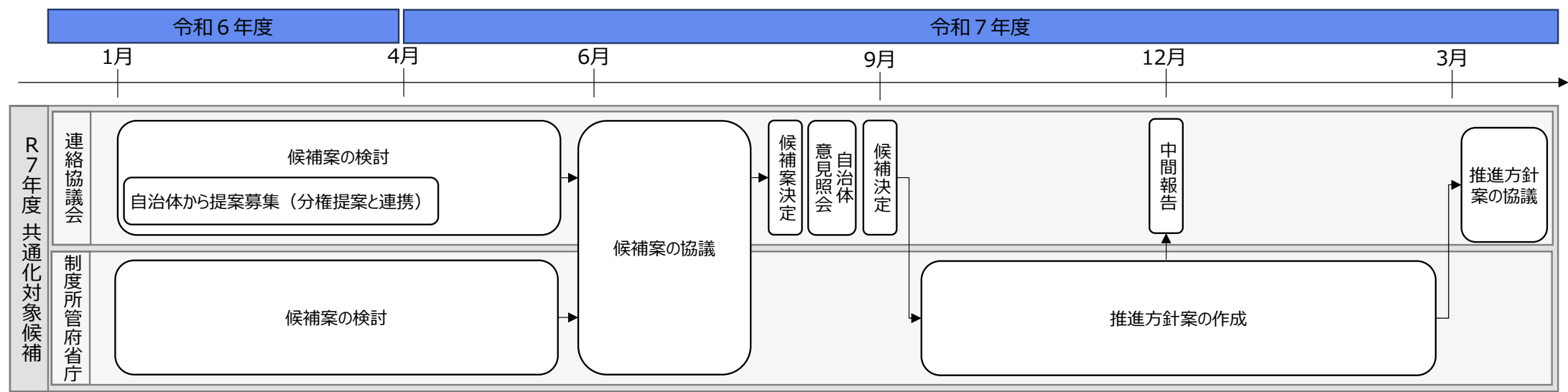
令和7年度共通化対象候補について

- 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月閣議決定）に基づき、令和7年度も、共通化対象候補を選定中。
- 次の2点について、対応をお願いしたい。
 - ① 内閣府の地方分権提案募集により、地方公共団体から提案のある共通化対象候補への積極的な対応
 - ② **制度所管府省庁から、共通化すべき業務・システムについて提案**がある場合は、5月30日までにデジタル行財政改革事務局に相談

【共通化の対象候補選定に当たっての当面の具体的視点】（国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月閣議決定（抄））

- i) 新しい課題に対する業務・システムで導入団体が現状では少ないが、全国的に展開することが有意義なもの
- ii) 制度改正に対応するための業務負担が大きい、又は大きな制度改正がある業務・システム
- iii) データに基づく行政をタイムリーに行う必要がある業務・システムで、国への報告に手間を要しているもの

【令和7年度共通化対象選定スケジュール】



会計DXの取組状況

デジタル行財政改革
会議事務局提出資料

- ・ 人材確保が困難な状況下においても、高い正確性が要求される会計業務の持続可能性を確保するためにはDXが必要。
- ・ 重複入力の排除等によって単純作業の負担を減らし、UI/UX改善により未経験者でも扱いやすい業務・システムの確立を目指す。
- ・ DXの効果を高めるには制度・業務・システム一体での見直しが必要。各府省の積極的な御協力をお願いしたい。

会計業務の現状

重複入力・転記・目視確認

紙や Excel からシステムへの再入力が発生し、二重三重の作業。人手が介在するたびに紙やExcel、システム画面を目視照合。

執行管理や報告・公表が手間

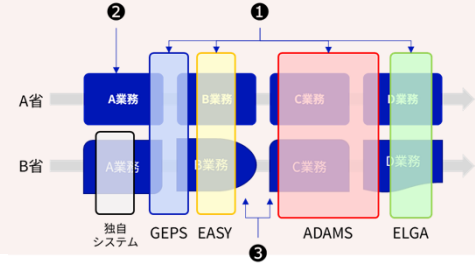
複数システム・紙・Excelに契約や交付、支払が分散し、執行管理や報告・公表に膨大な集計の負担。

業務習熟まで長期間

法令等に加え、各府省の独自ルールも存在。システムの取扱いには膨大なマニュアルの読み込みが必要。

課題の全体像

- ① システム間で情報・データが重複・分散
- ② システムが対応していない業務が存在
- ③ 各省独自ルールやシステムがあり、業務の方法にバラツキが存在



目指す姿

入力は一度きり（ワンスオンリー）

情報連携・システム連携で再入力・転記は不要に。人手の介在が最小限になり、システムでの照合も可能なため、目視確認は最小限に。

執行管理や報告・公表の効率化

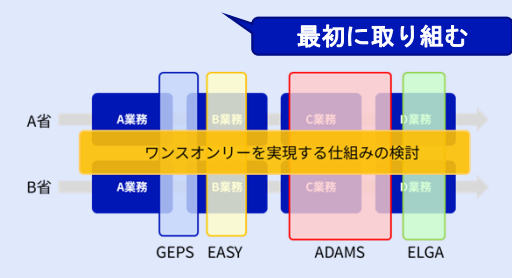
執行状況は一元的に管理し、集計の手間なく、即時把握が可能に。報告・公表も容易に。

業務遂行支援の充実

業務の標準化・効率化やシステムの入力補助等の支援により、未経験者等も短期間で習熟可能に。

対応の方向性

- ① システム間の情報・データ連携を改善
- ② 未対応業務(共通)をシステム化
- ③ 業務（個別）やデータ管理を標準化



令和7年度調査

目的

- ・ 各府省で異なる会計業務やデータ管理の実態を把握し、会計DXの前提となる「標準業務フロー」「標準データモデル」のたたき台を作成。
- ・ 入力削減・確認減・人件費換算など、導入効果を具体的に試算。

調査対象

- ・ 全府省庁本省会計課（必要に応じ原局、地方支分部局も）
- ・ 歳出（会計課に負担の重い契約業務中心）

スケジュール

- ・ ～7月 体制構築、調査準備、支援事業者調達
- ・ 8～12月 業務・データの現状調査、効果試算
- ・ ～翌3月 標準業務フロー・データモデルのたたき台の作成

改革に不可欠な三位一体の体制

業務：各府省庁会計課

システム：デジタル庁、財務省

制度・各省独自ルール：財務省、各府省庁会計課

※事務局：デジ行財、行革事務局、デジ庁、財務省

各府省庁へのお願い

- ・ 全省的な会計DXに向けた業務やデータ管理の調査等への協力
- ・ 必要な人員体制の確保

公務組織を取り巻く状況（課題認識）

- 構造的な人手不足、民間企業との人材獲得競争の激化
- 行政課題の複雑高度化・多様化
- 若手の就労意識・キャリア志向の変化（やりがい・成長実感の重視、早期転職）
- 職員の背景・事情やライフスタイルの多様化（個々の事情への配慮と組織成果最大化の両立）

公務組織のパフォーマンスを維持・向上させるため、以下のような人事管理上の対応が必要

- 優秀な人材を様々な手段で獲得・育成、能力・スキルに応じた登用を戦略的に実践
- 能力・適性やキャリア志向を踏まえた職務付与・キャリア形成支援、業務・人材のマネジメント機能強化
- 客観的なデータに基づき、多様な人材が継続的に勤務できる環境整備（超勤縮減、業務マネジメント、育休・介護との両立支援）

人事管理業務の現状

- ① 業務（発令・給与計算・勤怠管理）の多くが手作業・紙処理で工数を要する。業務ごとに独立した部分最適のフロー。
- ② 人事管理情報が様々な媒体（紙／電子ファイル／個別システム）で分散管理。データ蓄積・活用が不十分。
- ③ ①②も相俟って、個别人事の調整や定型的業務の処理に追われ、中長期的視野での人材獲得・配置・育成、きめ細かいマネジメント等の戦略的な人事管理業務に十分なリソースを割くことが困難。

上記課題に対応するため、人事管理業務の機能強化が必要。

方策1：人事管理業務のデジタル化

- ・効率的なシステム構築
⇒定型的業務を効率化（①に対応）し、戦略的業務にリソースを重点配分（③に対応）
- ・データを活用した人事管理の基盤を構築（②に対応）

方策2：HRM※機能強化

- ・各府省における人的資源のパフォーマンス最大化。
（③に対応） ※HRM=人的資源管理（Human Resource Management）

旅費業務プロセスの改善に向けた取組

行革事務局では、財務省（旅費法所管）やデジタル庁（旅費システム所管）と連携して、各府省会計課等の協力のもと、BPRの手法を用いて、手続の簡素化などの旅費業務プロセスの不断の見直しを実施。

R5.9 旅費業務効率化推進会議*において「旅費業務プロセスの改善方針」を決定

* 内閣官房副長官補を議長、各省官房長等を構成員とする旅費業務の改善に全省庁で一体的に取り組むための会議

- 旅費制度が国内外の社会情勢の変化に対応できていないために、執行ルールの複雑さが増していたことを踏まえ、旅費業務の抜本的な効率化に向け、旅費法等関係法令や業務プロセスの見直し、デジタル技術の活用を一体として全府省庁等で取り組む必要があった。
- そのため、全府省庁等の実務担当者（会計課職員等）から具体的課題を聴取し、こうした「現場の声」を踏まえて、現場の担当者目線で効率的な旅費業務となるように改善案を検討。
- 「旅費業務プロセスの改善方針」を策定し、①運用にあたってのルール及びプロセスの合理化と明確化（日当の計算や特急料金の支払基準の簡素化・合理化等）、②宿泊料の実費方式の導入、③概算払の拡充等を進めることを決定。

R6.12 「旅費業務プロセスの改善方針」に基づく「旅費業務の標準的な取扱い」の策定

R7.4 「旅費業務プロセスの改善方針」に基づく改正旅費法等の施行

【旅費法改正の概要】

国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び旅費の支給対象の見直しを行うほか、国費の適正な支出を図るための規定を整備。

R7年度中 コーポレートカードの利用に向けた運用の整備及び旅費システムの改修

R10年度中 旅費システムの抜本的な更改（予定）

(参考) 旅費業務プロセスの改善方針のポイント

行革事務局提出資料

【法】は法令対応事項、【マ】はマニュアル（標準的な取扱い）対応事項、【シ】はシステム対応事項であることを示す

I課題

旅費業務については
①事務負担軽減、迅速化のほか、
②職員（旅行者）の費用負担（自腹）の解消や③一時的立替負担の解消を図る必要がある。

II解決策

①ルール・プロセス全般の合理化・
明確化を行った上でシステム改修
【法】【マ】【シ】

②宿泊料に実費方式を導入
【法】【マ】【シ】

③概算払の拡充等【マ】【シ】
* 旅行者が希望し、かつ一定額を超える場合、概算払を行い、
クレジットカードの口座引落日までに支給。
あわせて旅行代理店への支払いも拡充【マ】

III留意点

(1) 上記②、③は、事務負担の増大要素となりうるため、当該事務を含むルール・プロセス全体を極力簡素化する必要。

(2) ②については、「無駄遣い」とならないホテル選定ルールが必要。

IV上記を
踏まえた
業務プロセス
の改善

(1) 宿泊料への実費方式の導入に伴う対応
① 実勢価格を踏まえた「基準額」を設定。旅行者が基準額以下のホテルに宿泊しようとする場合には、その宿泊料（実費）を支払うこととし、
旅行命令権者は更なる低額の可能性は追求しない。【法】【マ】【シ】
② 季節要因等で基準額を超えるホテルしか見つからない場合には、明確なホテル選定ルールの下で最安のホテルを選定
（財務省協議は不要・定期的な事後報告で可）。【法】【マ】【シ】
③ 外国旅行の場合には、在外公館が作成するホテルのリストに基づき、旅行者が、大くくり化された職階の区分に応じたホテルを簡易に選択できるよう
な方法を導入。ただし、経済性の担保の在り方や実際の運用方法等について、検討【法】【マ】【シ】

(2) 概算払の拡充に伴う対応
① 旅行命令決裁時点で、SEABISに入力した旅程に従い旅費（交通費、宿泊料等）の支払手続に移行。【マ】【シ】
② 精算の際の確認手続については、極力簡素化。【マ】

(3) 事務手続の簡素化・効率化のためのルールの合理化・明確化、システム改修
これまでの各府省等からのヒアリングを踏まえ、改善効果が高い事項に対応する。

① 旅行経路の選定に関し、SEABIS上、検索結果が、原則選定対象となる代
表経路以外の経路を含め合計20程度表示され、依然として経路の選定に迷
う状況。

➡ SEABIS上、検索結果表示を代表経路(5程度)に限定。【シ】

② 片道100km未満区間でも特急料金の支払いが可能な路線に該当するかの
確認に時間がかかっている。

➡ 片道100km未満区間でも、SEABISの検索結果に示された特急
料金を支給する。
【法】【マ】【シ】

③ 日当の計算が煩雑(距離・所要時間・宿泊の有無等によって判断が分岐)。

➡ 日当のうち諸雑費相当分は、簡素化した職階区分ごとにそれ
ぞれ一律の額を支給する。
【法】【マ】【シ】

④ 債主登録(振込口座等の登録)がなければ旅行命令が起案できない。

➡ 旅行命令起案時点での債主情報の登録は不要とする。【マ】【シ】

(4) 各府省等における分析・検証による不断の見直し
平成28年の改革の際には、迅速に旅費業務を処理するという意識が個々の職員に乏しいこと（旅費業務を他業務に対し劣後させがちであること）が大き
な問題とされていたことを踏まえ、各府省等自身における分析・検証による不断の見直しを行うため、以下の措置を講ずる。

①旅費業務の標準処理期間を標準マニュアルに位置付け【マ】

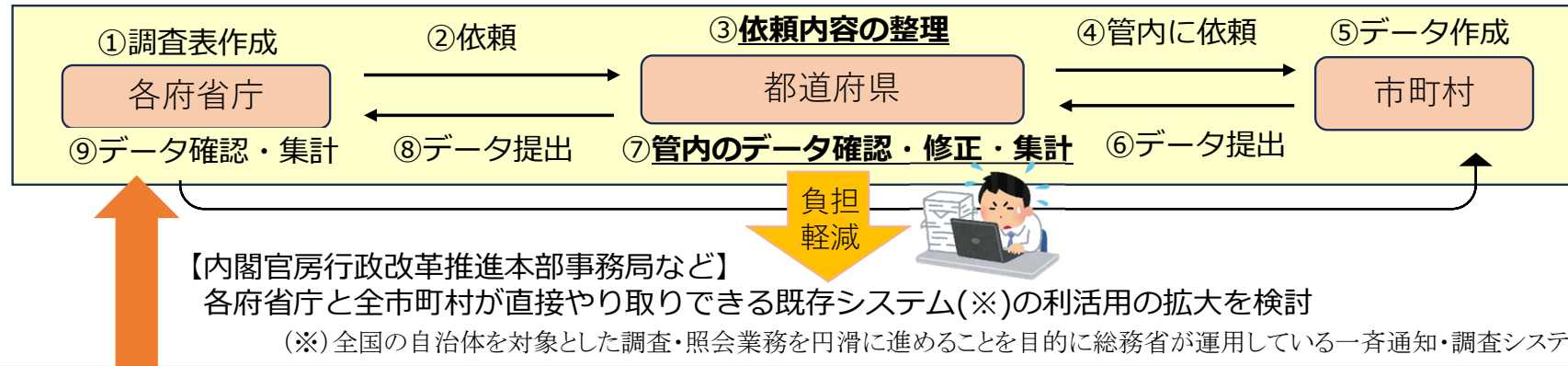
②SEABISに部局ごとの平均処理期間や分布を集計・分析する機能を追加【シ】

経由調査に関する業務の実態把握（概要）

総務省行政評価局提出資料

背景

各府省庁が自治体を対象として実施している様々な調査のうち、経由調査(下図参照)について、**業務の負担が大きい都道府県から、「経由の必要性」に対する疑義**が示されている。



【総務省行政評価局】**現場における業務の実態（各府省庁・都道府県・市町村がそれぞれ抱える負担、困難など）**を調査

実態把握から見えてくるポイント

(詳細な結果の公表は6月を予定)

(※) 各府省庁、都道府県、市町村が抱えている具体的な課題等については、次ページ以降の【参考】の業務フローのパターン①～③を参照

- ・ 各府省庁が行う調査業務は、**都道府県、市町村を問わず、自治体の多大な負担**に支えられている
- ・ 都道府県の経由をなくし、**既存システムの利用を拡大するだけでは、必ずしも負担軽減につながらない**
- ・ 調査ごとに目的・手法が異なり、**一律の手段で負担軽減を図ることは困難**であり、**調査ごとに業務の実態把握を行った上で改善**に取り組むことが必要となる

<新たな気づき>

市町村の苦勞：データ作成の負担は変わらず、回答期間も長く取れるため、**都道府県の経由は不要**

都道府県の工夫：把握していない事項のみ回答を依頼、目視確認等の上で回答の誤りを修正など、**市町村の負担軽減**

**互いの立場
への理解**

➡ 本年3月、経由調査の課題解消に向けた「共通化推進方針(案)」(自治体の協議等を経て、確定予定)を策定。
夏以降、行革事務局、総務省及び調査所管府省庁において、同推進方針に基づく取組を推進。

令和 8 年度機構・定員要求（行政 D X 関係）に向けて

内閣人事局提出資料

- 各府省におかれては、効果的な D X を実現するための体制整備について、以下の点に留意の上、検討・準備をお願いしたい。

（１）実員の配置・育成について

- PMO、PJMOについては、求められる能力や経験を踏まえ、適切な人材を配置する必要。令和 7 年度査定で措置したポストに対して、まだ実員を配置していない省庁においては、速やかに対応していただきたい。
- また、将来継続的に各府省の D X を進めていくためには、その中核を担える内部人材を育てていく視点も重要。D X の知見を積むための出向等も含めたキャリアパスの検討など、中長期的な視野に立った人材育成をお願いしたい。

（２）令和 8 年度要求に向けて

- 要求時期（8 月末）までの間に、各府省において、PMO も適切に関与の上、D X に係る要求事項の内容と優先順位を精査し、真に業務効率化の効果の高い D X の実現につながる要求を行っていただきたい。

（注）昨年度は、D X 別枠の提示から要求期限まで時間的猶予がなく、要求時点では具体的な内容が固まっていない場合でも、要求を提出することを許容

- 査定期には、そうした各府省における検討のプロセスや府省としての取組方針等について、当局の担当者から PMO にもヒアリングさせていただくことを想定。